

派遣労働会員就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条の規定に基づき、シルバー人材センター事業の一環として、公益社団法人山形県シルバー人材センター連合会（以下「シルバー人材センター連合」という。）が行う一般労働者派遣事業（以下「シルバー派遣事業」という。）における派遣労働者としての会員（以下「派遣労働会員」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規則に定めのないものについては、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令の定めによる。

(適用)

第2条 この規則は、シルバー連合がシルバー派遣事業所として届け出たシルバー連合（シルバー派遣実施規程別表1）（以下「実施事業所」という。）の派遣労働会員について適用する。

(就業の範囲)

第3条 シルバー派遣事業における派遣労働は、臨時的かつ短期的な就業（生計の維持を目的とした本格的就業ではなく、任意的就業であつて、連続的又は断続的な概ね月10日程度以内の就業）、又はその他軽易な業務（一定の業務のうち、一週間当たりの労働時間が平均的労働時間に比して相当程度短い業務（一週間当たりの就業時間が概ね20時間を超えないもの）の範囲とする。

(派遣労働を希望する会員の登録)

第4条 シルバー派遣会員による派遣労働を希望するシルバー連合の直接又は間接の構成員である会員は、実施事業所に登録するものとする。

(派遣労働契約)

第5条 シルバー連合は、労働者派遣を希望する派遣先に対して労働者派遣を行う場合は、第4条により登録した会員の希望、能力等と派遣希望事業所の就業条件等を照合して適格な者を選び、当該会員と派遣労働契約を締結するものとする。

2 前項の派遣労働契約は、労働条件通知書、就業条件明示書及び当該会員の同意書により行うものとする。

(服務)

第6条 派遣労働会員は、派遣就業に当たってこの就業規則及びシルバー連合があらかじめ明示する労働条件通知書兼就業条件明示書に記載された就業条件に従って就業しなければならない。

2 派遣労働会員は、派遣就業に当たっては前項によるほか、派遣先責任者又は直接の指揮命令者の指揮に従わなければならない。

3 派遣労働会員は、派遣先における就業条件に係る指揮命令が、あらかじめ明示した条件と異なるときは、派遣先責任者又は直接の指揮命令者に対し苦情を申し出ることができるものとし、申し出た苦情について適切な処理が講じられないときは、遅滞なくシルバー連合に連絡するものとする。

4 派遣労働会員は、就業に関し次の事項に遵守しなければならない。

イ シルバー連合又は派遣先の指示に従い、職場の秩序維持または施設利用上の定めを守らなければならない。

ロ シルバー連合又は派遣先の機密等を漏らし、若しくはシルバー連合又は派遣先に損失を及ぼす等の行為をしてはならない。

ハ シルバー連合又は派遣先の信用又は名誉を傷つけてはならない。

ニ 欠勤もしくは遅刻し又は早退若しくは勤務時間中に勤務を離れようとするときは、事前に派遣先の許可を得なければならない。

ホ 前各号の他、派遣労働会員の遵守すべき事項として明示された事項に従わなければならない。

(派遣労働契約の終了)

第7条 派遣労働会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該派遣労働は終了とする。

イ 派遣労働会員の期間が満了したとき

ロ 派遣先の都合により労働者派遣契約を解約されたとき

ハ 本人が死亡したとき

ニ 本人の都合により派遣労働の終了をあらかじめ申し出てシルバー連合の承認があったとき

ホ 前条第4項に違反し、派遣労働会員として不適正と認められたとき

第2章 勤務時間、休憩、休日及び休暇

(勤務時間、休憩時間及び休暇)

第8条 派遣労働会員の勤務時間及び休憩時間は、労働基準法第32条及び34条によるものとし、始業時間、終業時間及び休憩時間の配置については、派遣先事業所の事情を勘案して、あらかじめ労働条件通知書、就業条件明示書で明示した時間のおりとする。

2 派遣労働会員の休日は、労働基準法第35条による。

(時間外勤務及び休日勤務)

第9条 派遣先の業務上の必要がある場合は、所定の勤務時間を超え、又は休日に勤務させることができる。

(年次有給休暇)

第10条 派遣労働会員の年次有給休暇は、労働基準法第39条第3項に定めるところによる。

2 派遣労働会員が前項の休暇を取得しようとする場合は、あらかじめ所定の手続きに従って派遣先及びシルバー連合に届け出ることとする。

第3章 賃金

(賃金)

第11条 派遣労働会員の賃金は、原則として時間給とし、その額は本人の能力、経験、技能、作業内容等を勘案して決定し、労働条件通知書兼就業条件明示書に掲げる。

(時間外勤務手当等)

第12条 時間外勤務手当は、法定労働時間を超えるまでは基本給と同じとし、超える部分については、基本給の125%を支払うものとする。また、休日勤務については同じく135%を支払うものとする。

(賃金の締切り及び支払い方法)

第13条 賃金は、原則として締切日を毎月月末日とし、法令の定めにより控除すべき金額を控除した後の金額を、翌月の25日に本人名義の預金口座に振り込むことによって支払うものとする。

(その他)

第14条 派遣労働会員の派遣労働の終了に際しては、手当等(労働基準法第20条に基づくものを除く)は支給しない。

第4章 雑則

(安全衛生)

第15条 派遣労働会員は、シルバー連合又は派遣先の行う安全衛生に関する指示等を守り災害の防止に努め、健康の管理に留意するものとする。

2 第4条に示す登録に際し、シルバー連合は派遣労働を希望する会員に対して高齢者の医療の確保に関する法律による基本健康診査等を受けることを徹底し、その結果の提出を求めることができる。

(災害補償)

第16条 派遣労働会員が、業務上又は通勤途上の災害により負傷し、又は、疾病にかかった場合は、

労働者災害補償保険法の定めるところにより補償を受けることができる。

2 派遣労働会員が前項の補償を受けようとする場合は、シルバー連合に申し出るものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。